

「地方分権改革の推進に向けた研究会」について

令和元年11月の全国知事会議で設置することとなった、「地方分権改革の推進に向けた研究会」では、これまで2回の研究会を開催し、地方分権改革の現状や課題、自治立法権の拡充・強化などについて議論を行った。

開催状況及び研究会委員

(第1回) R元.12.17 (火)、(第2回) R2.2.19 (水)

【座長】小早川 光郎 (成蹊大学法科大学院教授) 【座長代理】大石 眞 (京都大学名誉教授)

【委員】青木 宗明 (神奈川大学経営学部教授)、磯崎 初仁 (中央大学法学部教授)、
勢一 智子 (西南学院大学法学部教授)、谷 隆徳 (日本経済新聞社編集委員)、
沼尾 波子 (東洋大学国際学部教授)

今後の予定 今後2、3回の議論を経て、秋までに報告書を取りまとめる予定。

これまでの主な意見

(1) 法律と条例の関係について

- 法令が過剰過密の状況になっており、箸の上げ下ろしまで国の法令が関与して、地方が縛られている。法律と条例の関係の整理を行わなければならないのではないかと。
- 人口減少が進む中で地方が多様化しており、各地域の自治の在り方について考えていく中で、法制度全般の在り方についても考えていかなければならない。
- 条例も制定すれば一旦は効力を持つはずである。それが法律に反するか否かは、裁判所で具体的に争われない限り判決されることはなく、地方の法律は生き得る。
- 議員立法、閣法によって地方の事務が増えている。「するよう努める」や「できる」という規定が増え、一方で、「していない自治体」として公表を行うなどして、実質的に義務化をしている。
- 義務付け・枠付けを一つ一つ個別に見直していくと非常に労力がかかって大変なので、条例の上書き権という形で一括処理できる法令体制を議論していくべきではないかと。

(2) 計画策定について

- 国・地方が対等のパートナーだと言われ始めた平成12年頃から、政府が地方を支配するための手法として、計画策定や財政的インセンティブの付与が増加しており、こうした点を問題提起しながら、そのような計画づくりはむしろ地方に任せるべき。
- 趣旨が似ている計画なども多くあると思うので、それを全部括ってみる。重複しているようなものは統廃合するなど、財源の問題も含めて考えてみるのも一つのアプローチではないかと。

(3) 国と地方の意見調整について

- 地方が責任をもって仕事をしていく上で、地方が立法過程にしっかりと関わる仕組みを作っていくことが、これから最も重要ではないかと。
- 国が行うことと地方が行うことが重なってきており、あらゆることに国が関与している。国と地方の役割についてしっかりと考えていかななくてはならない。
- 地方に権限と財源がきたとしても、地方の意見を踏まえて、執行できる内容とスキームになっていなければ、動かないのではないかとという問題意識がある。
- 「国と地方の協議の場」において、実効的な議論ができるよう、計画策定のあり方も含め、それぞれの場面でしっかり時間をかけて積み上げていくことが大切。
- 社会保障や医療、児童福祉、教育などの各分野において、立法前や予算編成前に、国と地方の責任ある人達がもっと協議をする場があってもいいのではないかと。